

匿名組合って何？～実はハイリスクな投資にご注意！～

【事例】業者から電話があり、アメリカの上場企業の優先株に投資する匿名組合で、年8%の配当があるというので資料を請求した。資料が到着後、別の業者から「権利を投資額の2倍で買い取りたいので、ぜひ組合員になるように」と電話があった。「これはよい話」と思って、販売業者と300万円を出資する匿名組合契約を結んだ。しかし、契約の内容がよく分からず不安になり解約したい。2倍で買い取るという業者からは、その後連絡がない。(80代 男性)

近年、自ら契約を望んでいない高齢者を中心に、消費者が損失を被るリスクについて十分に説明しないなどの問題勧誘によって、実態の分からない高額な出資契約を結んでしまったという相談が増えています。また、販売業者以外の何者かが「何倍もの高値で買い取る」と購入をあおる詐欺的勧誘も見受けられます。

事例の匿名組合契約とは、匿名組合員が営業者に出資をして、その経営の一切を営業者に任せ、組合員はその利益配分を受け取る契約です(商法第535条以下)。匿名組合は、組合という名称にもかかわらず、団体ではなく、匿名組合契約は単に営業者と匿名組合員との間の個別契約にすぎないのです。そのため、組合員同士の間には、何の権利・義務関係もなく、匿名性が保たれるのです。

匿名組合の場合、組合という名称がついているので、「公共性があるのではないか、安全なのではないか」と思いがちですが、共通の目的のために各人が組合員となり、共同で出資する農協や生協などの一般的な組合とはまったく別物です。

悪質な勧誘や詐欺において、匿名組合という方式が使われる場合がありますので注意が必要です。

【消費者へのアドバイス】

- ①業者から「必ずもうかる」、「高額で買い取る」などの勧誘を受けても決してうのみにせず、そのような勧誘を行う業者とは絶対に契約しないようにしましょう。
- ②匿名組合においては、損失額が出資額を超えた場合、匿名組合員が出資額を超えて損失の分担をすることはありませんが、全損の恐れもあるなどリスク性が高く、契約内容について正しく理解できない消費者は絶対に手を出さないようにしましょう。
- ③匿名組合契約による投資などの金融商品を扱うには参入規制(金融庁への登録又は届出)があります。特に届出のみで業務を行う場合は、規制が大幅に緩和されているため、トラブルが多く発生しています。
- ④怪しい金融商品の勧誘を受けたり、契約をしてしまったら、お近くの消費生活相談窓口にご相談してください。(2011年5月)